

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第1委員会室 担当職員 山末
日 時	平成31年3月11日(月曜日)	開 議	午後 1 時 35 分
		閉 議	午後 3 時 01 分
出席委員	◎富谷 ○並河 長澤 大塚 小松 平本 西口 (欠席:三宅)		
理事者出席者	【環境市民部】 塩尻部長 [環境政策課] 西田課長、山内施設整備・保全担当課長、小林主幹、亀井施設整備係長 [環境クリーン推進課] 大西課長 [保険医療課] 荻野課長、岩佐国保料係長 【健康福祉部】 栗林部長 [地域福祉課] 佐々木課長、田畑地域福祉係長 [高齢福祉課] 高橋課長		
事務局	山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第47号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～13:44

[質疑]

<並河副委員長>

対象人数は。

<保険医療課長>

軽減の部分は、平成30年12月時点で試算したところ、対象世帯が60世帯増加する。軽減額は226万円増加する見込みである。限度額については、144世帯が131世帯になり、13世帯減少する見込みとなっている。

～13:45

(2) 第49号議案 亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境クリーン推進課長>

(資料に基づき説明)

～13:47

[質疑]

<並河副委員長>

現状もそのような専門職の人が携わっているのか。またその人数は。

<環境クリーン推進課長>

各施設において技術管理者を設置する必要がある。亀岡市には3施設あるため、各施設に1人、合計で3人設置している。

<小松委員>

専門職大学とはどういうものなのか。

<環境クリーン推進課長>

資料を持参したので配付する。

(資料配付)

<環境クリーン推進課長>

平成31年4月から創設される専門的なことを学ぶ大学であり、豊かな想像力と高度な実践力を養うために文部科学省によって設置されたものである。

<小松委員>

前期課程は何年か。

<環境クリーン推進課長>

2年と思われる。

～13:50

(3) 第50号議案 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例の一部を改正する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～13:52

[質疑]

<西口委員>

今までにヘイトスピーチの事例はあったのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

当施設で事例があったわけではない。本市の公の施設を調査し、このような規定が

ない施設を洗い出したものであり、その施設の1つが下矢田みどりの郷広場であったということである。

<西口委員>

なぜ今ごろなのかという思いがある。それについての見解は。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

ヘイトスピーチ解消法の施行や京都府のガイドラインの策定を期に、公の施設の条例の中身を確認したところ、下矢田みどりの郷広場と都市公園にそういった規定がなかったため、今回、新たに設けたものである。

<大塚委員>

同じような公の施設は何か所あるのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

対象となる施設が36施設であり、今回、みどりの郷広場と都市公園を改正する。これで全ての施設で規定されることになる。

<大塚委員>

他の施設でも同じように条例が適用されるということか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

既に他の施設には条例に規定があった。今回の改正により全て揃うということである。

<小松委員>

申請の際には問題がなかったが、使用する時にヘイトスピーチが行われた場合はどのように対応するのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

措置に関する規定はないが、現場対応等、早急な処置が必要と考える。申請段階でしっかり精査して対応していきたい。

～13:57

(4) 第51号議案 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例の制定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～14:03

[質疑]

<平本委員>

事業禁止区域について、詳しく説明願いたい。

<環境政策課長>

概略図の左下に記載しているように、防災、自然環境、住環境、まちづくりのそれぞれの観点から色分けをしている。色の付いている部分が事業禁止区域となっており、薄い黄色の部分が事業禁止区域外となっている。

<平本委員>

現在、対象となりそうな事案の申請や相談等はあるのか。

<環境政策課長>

現時点で対象となる案件の相談等はない。

<大塚委員>

川東地区一帯の緑の部分は全面的に禁止ということか。

<環境政策課長>

緑の部分は自然景観形成地区であり、市の景観条例で定めている区域である。

<大塚委員>

景観条例は既に制定されているのか。

<環境市民部長>

制定されている。

<長澤委員>

禁止区域を定める根拠は第5条であり、それを図に表すと資料のようになるということか。

<環境政策課長>

そうである。

<並河副委員長>

これまでは許可なく設置できたのか。

<環境政策課長>

これまでは何も規制がなかったため、今回、防災面や自然環境の保全等の観点から条例を制定しようとするものである。

<西口委員>

既に事業禁止区域の中に太陽光発電設備が設置されているところもあるのか。

<環境政策課長>

既に設置されている場所もある。

<西口委員>

その対応はどうするのか。

<環境政策課長>

議案が可決されれば7月1日から条例が施行されるが、遡及適応はできないので、事業禁止区域に設置されているものについては注視し、森林法や土砂条例で対応できる部分については対応していきたい。

<大塚委員>

既に設置されている場所でもこれからは指導を行っていくのか。

<環境政策課長>

既に設置されている部分については、森林法や土砂条例等で対応できる部分は対応していきたい。

<西口委員>

西別院町で現在行われている部分は対象になると思うのだが、そういうところへの対応はどうなるのか。

<環境市民部長>

西別院町笑路のところのことだと思うが、そこは過去から土砂の不法投棄があり、京都府と指導を行い、土地所有者が変わってその跡地で太陽光発電を行っている。現在の業者は森林法や京都府の土砂条例の許可を得て適切に行っている。現在、もう少し太陽光パネルを増やしたいということであり、森林法の許可は下りているようだが、まだ着手には至っていない。現在も振興局と共にパトロールを行い、場合によっては連絡をしたりしているので、それについては続けていきたい。条例が施行されてからでなければ効力が出ないので、これまで続けてきた指導をそのまま続

け、新たなものについては条例に基づいて対応していきたい。いずれにせよ500平方メートル以上になればいろいろな許可が必要になってくるので、関係機関と連携を取りながら進めていきたい。

<西口委員>

後から問題が出てはいけないので、きちんと対応できるようにしてもらいたい。

<環境市民部長>

条例に勧告について定めているため、しっかり対応していきたい。

<大塚委員>

7月豪雨やその後の台風等で破損した太陽光施設があったと思うが、そういうところにも注意して規制していくということか。

<環境市民部長>

昨年の大雨でパネルが歪んだり外れたりしたところが2施設ほどある。それに対しては太陽光パネルの設置業者や地元自治会等と話し合っただけで指導しているため、こういっただけは続けていきたい。

<小松委員>

太陽光発電設備の耐用年数はどれぐらいか。

<環境政策課長>

一概には言えないが、20年前後であると考えている。

<西口委員>

メンテナンスの問題が後で出てくるのではないかと思う。協定書を交わすなどの対応も考えられると思うがどうか。

<環境市民部長>

事業者や施工業者に地元で説明会を開催していただき、協定を結んでいただく。協定は、災害の対応や太陽光発電設備の耐用年数の終了後、FIT制度の終了後にどうするのかということについて、文書で提出いただくということを考えている。

<平本委員>

事業者が途中で事業を廃止したり破綻した場合のルールはあるのか。

<環境市民部長>

事業の承継については届けを出していただく。

<平本委員>

事業が破綻又は追いかけられない状況になった時のルールは国の方でもないのか。

<環境市民部長>

破綻した場合についてはわからない。引き続き研究していきたい。

<並河副委員長>

現在のところ、事業者からの問い合わせはあるのか。

<環境政策課長>

電話での問い合わせは数件受けている。詳細については聞いていない。

<長澤委員>

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋上等には民家の屋根の他にどういったものが含まれるのか。

<環境政策課長>

建物の屋根や屋上に設置するものを除くこととしており、それ以外のものがこの条例の対象となる。

<環境市民部長>

倉庫や工場の屋根等であってもよいということである。

<西口委員>

市民に向けた条例の広報は考えているのか。

<環境市民部長>

議案を上程する前にパブリックコメントを実施している。また、条例が可決されればホームページやおしらせ版等で広報してきたい。

<小松委員>

第22条で公表について定めているが、公表して終わるのか。悪質な場合はそれを無視して進めるということも考えられるのではないか。

<環境政策課長>

公表していくという内容であり、詳細については規則で定めていきたい。

[理事者退室]

～14:22

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第46号議案 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～14:27

[質疑]

<並河副委員長>

貸付けの限度額は決まっているのか。

<地域福祉課長>

貸付要件あるいは所得制限等により、150万円から350万円の範囲内で設定するものである。

～14:27

(2) 第48号議案 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～14:32

[質疑]

<大塚委員>

地域密着型は隣接する市町村でも契約を結べばできるのか。

<健康福祉部長>

原則としては市町村の個別の事業となるが、契約を結ぶことによって相互利用できる。

[理事者退室]

～14:33

4 討論～採決

[討論なし]

[採決]

第46号議案	挙手	全員	可決
第47号議案	挙手	全員	可決
第48号議案	挙手	全員	可決
第49号議案	挙手	全員	可決
第50号議案	挙手	全員	可決
第51号議案	挙手	全員	可決

[指摘要望事項なし]

～14:37

5 陳情・要望について

(1) 保育の無償化、待機児童解消、処遇保育士の改善のために必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書

<富谷委員長>

どのように取扱うか。

<西口委員>

同様の陳情は何度も受理しているのか。

<事務局主事>

ここ数年では受理していない。

<平本委員>

聞き置く程度としてはどうか。

<富谷委員長>

聞き置く程度とすることに異議はないか。

(異議なし)

<富谷委員長>

それでは、聞き置く程度として取扱う。

(2) 国に対して福祉職員の大幅な増員と賃金の引き上げを求める陳情

- <富谷委員長>
どのように取扱うか。
- <西口委員>
聞き置く程度で。
- <富谷委員長>
聞き置く程度とすることに異議はないか。
(異議なし)
- <富谷委員長>
それでは、聞き置く程度として取扱う。

～14:40

6 議会だよりの掲載事項について

- <富谷委員長>
掲載項目について意見はあるか。
- <平本委員>
太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例について掲載してはどうか。
- <西口委員>
私も同じ意見である。掲載できるのは1項目か。
- <事務局主事>
スペースは3分の1ページになる。通常は1～2項目掲載している。
- <西口委員>
ヘイトスピーチの件を掲載してはどうか。
- <平本委員>
ヘイトスピーチについては国でも動いていることである。今回の改正により市内の全ての施設で規定することができたということを周知してはどうかと思う。
- <並河副委員長>
災害弔慰金についても掲載してはどうかと思ったがどうか。
- <平本委員>
太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例をメインとして、その他の2つを概要だけ掲載してはどうか。
- <西口委員>
スペースは問題ないのか。
- <事務局主事>
概要だけであれば掲載できると考える。
- <富谷委員長>
それでは、この3項目を掲載事項とする。ここで、東日本大震災から8年を迎え、ただ今から黙祷を捧げたい。

[全員起立 黙祷]

- <富谷委員長>
再開する。掲載事項のまとめについては正副委員長に一任願う。

～14:47

7 その他

(1) 閉会中の継続審査について

<富谷委員長>

閉会中の継続審査について、事務局から説明願う。

<事務局主事>

閉会中に委員会を開催するには、閉会中の継続審査の申し出を行う必要がある。亀岡市議会では、運営上、事務の簡素化を図るため、議員改選後4年間一括で、3月議会閉会日の本会議に提出いただいている。お手元に継続審査申出案を配付しているので確認願う。

<富谷委員長>

本委員会の月例開催等に係り、閉会中の継続審査申出を亀岡市議会会議規則第111条の規定により行うこととしたいが、異議はないか。

(異議なし)

<富谷委員長>

それでは、そのとおりに申し出ることとする。

(2) 申し送り事項について

<富谷委員長>

前期の環境厚生常任委員会からの申し送り事項を別紙のとおり配付した。今後の活動の参考にされたい。なお、2月から新たに環境厚生常任委員会に所属された委員については、レターケースに子どもの権利条例の条文及び逐条解説、政策提言書を配付する。

(3) 行政視察について

<富谷委員長>

行政視察については、例年5月に実施しているところだが、今年も例年どおり実施することとしてよいか。

<了>

<富谷委員長>

それでは、予定どおり実施することとする。3月25日の委員会で視察内容の方向性や視察日程を決定したい。テーマや視察先の提案があれば20日(水)までに事務局に提案願う。

<事務局主事>

本日の議会運営委員会において西口委員から提案のあった意見書の提出について、当委員会としてどのように取扱っていくのか協議願いたい。

<富谷委員長>

どのように取扱っていくのか意見をいただきたい。

<西口委員>

プラスチックごみの問題がテレビ等で毎日のように報道されている。世界的に大きな問題になっているという状況がある中で、亀岡市のプラスチックごみの問題については市民団体が非常に積極的に保津川の流域から清掃活動を重ねてきており、全

国的にも高い評価をいただいている。内陸部で初めて海ごみサミットを開催した亀岡市が先頭に立って環境問題に取り組むべきだということを強く思っている。海洋プラスチック憲章にアメリカと日本だけが署名していないという現実がある中で、亀岡市が先頭に立って政府に取り組んでいくことを要請するのは非常に大事なことであると思う。亀岡市と亀岡市議会でかめおかプラスチックごみゼロ宣言を行ったが、市民団体とも共に意見書を提出できれば非常によいと思う。この3月議会で政府に対して海洋プラスチック憲章に署名を行うことを求める意見書を提出したいと思う。

<富谷委員長>

これについて、意見はあるか。

<平本委員>

意見書を提出することに賛同する。プラスチックごみゼロ宣言を行った亀岡市だからこそ意見書の提出が必要だと思う。意見書の提出方法については、今後、議会の中で調整を行っていけばよいと思う。

<大塚委員>

西口委員の意見に賛同する。

<長澤委員>

私も賛同する。

<富谷委員長>

それでは、委員会として意見書を提出していくこととする。提出方法等については議会運営委員会や幹事会で判断いただくこととしてよいか。

<平本委員>

意見書を提出することについては合意が取れているが、市民団体と共に提出することについては議会でコンセンサスを得なければならないのではないか。

<事務局主事>

まずは、そのような意見書の提出の方法があるのかどうかを調べたいと思う。今後の流れをしては、当委員会で意見書の内容を確認いただき、その後の取扱いは議会運営委員会や幹事会で検討いただくことになる。

<富谷委員長>

そのように進めることとしてよいか。

<了>

<事務局主事>

3月19日が意見書の提出期限となっている。その後、3月22日（金）の議会運営委員会で取扱いを確認いただき、3月25日の本会議で議決を行うこととなる。そのため、19日までに意見書案の内容をご確認いただくための委員会を設定することになると思う。

<富谷委員長>

そのように進めるのでよろしく願います。次回の日程が調整できれば各委員にお知らせする。

散会 ～15:01